

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休む日、  
翌日の翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

町等の区域の変更等(地方課)  
字の区域の変更(〃)  
字の区域の変更等(〃)  
土地改良法による換地処分(三件) (農村整備課)

## 告 示

### 鳥取県告示第六十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。  
この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法

第五十四条第四項の規定による四王寺地区第一工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十二年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する  
町及び字の名称

同上の区域(昭和六十一年四月九日現在の地番による。)

不入岡字三度舞

不入岡字三度舞のうち四六三の一部、四六五の一部、四六七の一部、四七一の一部、四七五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域  
不入岡字尾崎四七六から四七八までと一体をなす国有地の一部  
不入岡字中沢四八三の一部、四八四、四八六の一部及びこれらと一体をなす国有地  
大谷字イザ原八七八の一の一部

不入岡字尾崎

不入岡字三度舞四六三の一部、四六五の一部、四六七の一部及びこれらと一体をなす国有地  
不入岡字尾崎のうち四七六から四七八までと一体をなす国有地の一部以外の区域  
不入岡字中沢四八三の一部、四八五の一部、四八七の一部、四八九の一部、四九一の一部及びこれらと一体をなす国有地  
不入岡字堀尻四九三の一部、四九五の一部、四九七の一部、四九九の一部、五〇一の一部、五〇三の一部、五〇五の一部、五〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地  
不入岡字穴田の全域  
不入岡字林ノ下五一六の一部及びこれと一体をなす国有地

不入岡字北落	不入岡字林ノ下	不入岡字堀尻	
不入岡字北落のうち五三五の一部、五三六、五三七から五三九まで的一部、五四一の一部、五四二の一部、五四三、五四四から五四六まで的一部、五四八の二の一部、五四九の二の一部、五四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地	不入岡字林ノ下のうち五一六の一部、五二〇から五二三まで的一部、五三四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 不入岡字北落五三三から五三九まで的一部、五四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大谷字中尾六三六の四の一部、六三六の四二の一部、六三六の四三及びこれらと一体をなす国有地 大谷字東ドウブケ七七八の一部及びこれと一体をなす国有地	不入岡字中沢のうち四八三、四八四、四八五から四八七まで的一部、四八九の一部、四九一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 不入岡字堀尻のうち四九三の一部、四九五の一部、四九七の一部、四九九の一部、五〇一の一部、五〇三の一部、五〇五の一部、五〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 不入岡字林ノ下五一六の一部、五二〇から五二三までの一部及びこれらと一体をなす国有地	大谷字東ドウブケ七七七から七八一まで的一部、七八二の二、七八三の一部、七八四の二の一部、七八四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大谷字北田八四八の一部、八四九の一部、八五〇の二の一部、八五〇の二の一部、八五一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大谷字イザ原八七八の二の一部、八七八の二の一部、八七八の一〇の一部
不入岡字北落のうち五三四の一部及びこれと一体をなす国有地 不入岡字北落五三六の一部、五三七の一部、五四一の一部、五四二の一部、五四三、五四四から五四六まで的一部及びこれらと一体をなす国有地	大谷字松ノマエ 不入岡字林ノ下五三四の一部及びこれと一体をなす国有地 不入岡字北落五三六の一部、五三七の一部、五四一の一部、五四二の一部、五四三、五四四から五四六まで的一部及びこれらと一体をなす国有地	国府字古神宮 国府字古神宮のうち八五二の二の一部以外の区域 大谷字竹ノ下七八と一体をなす国有地の一部	不入岡字壺本榎 不入岡字壺本榎のうち五八七の三及びこれと一体をなす国有地以外の区域 有地以外の区域 大谷字松ノマエ三から五まで的一部及びこれらと一体をなす国有地 大谷字上松ノマエ一七の一部及びこれと一体をなす国有地
	国府字三谷平 大谷字松ノマエ	国府字北内	
	国府字三谷平のうち一四三六以外の区域	不入岡字壺本榎五八七の三及びこれと一体をなす国有地 大谷字上松ノマエ一八の二と一体をなす国有地の一部	

<p>大谷字上松ノマ エ</p>	<p>大谷字松ノマエ四の一部、五の一部、七から九までの一部 大谷字上松ノマエのうち一六の一部、一七の一部、二四の 一部、二七の一部及びこれらと一体をなす国有地並び に一八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大谷字西間前六四の二の一部、六五の一部、六六の一部、 六九の一部 不入岡字北落五四八の二の一部、五四九の一の一部及びこ れらと一体をなす国有地 国府字北内五五八の一部</p>	<p>大谷字西間前</p>	<p>大谷字上松ノマエ二四の一部及びこれと一体をなす国有地 大谷字西間前のうち六四の二の一部、六五の一部、六六の 一部、六九の一部以外の区域 大谷字竹ノ下七八の一部、七九の一部及び七八から八〇ま でと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大谷字竹ノ下</p>	<p>大谷字竹ノ下のうち七八の一部、七九の一部、八〇、八一 の一部、八二の一部、八七の一の一部、八九の一部、九〇 の一部、九二の一、九三から九七まで及びこれらと一体を なす国有地の一部並びに七八と一体をなす国有地の一部以 外の区域 大谷字向野二二七の六一の一部 国府字古神宮八五二の一の一部</p>	<p>大谷字東三谷</p>	<p>大谷字竹ノ下九二の一、九三から九七まで及びこれらと一 体をなす国有地の一部 大谷字東三谷のうち一〇一の一部、一〇五の一部、一〇六 及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇三、一〇四と一 体をなす国有地の一部以外の区域 大谷字向野一九六の二八の一部及びこれと一体をなす国有 地の一部 国府字三谷平一四三六</p>				
<p>大谷字中三谷</p>	<p>大谷字東三谷一〇五の一部、一〇六及びこれらと一体をな す国有地 大谷字中三谷のうち一一三の一部、一一四から一一六まで、 一一七の一部、一一八の一部、一一九の一、一一九の二及 びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大谷字向野一九六の二八の一部</p>	<p>大谷字西三谷</p>	<p>大谷字西三谷の全域 大谷字中三谷一一三の一部、一一四から一一六まで、一一 七の一部、一一八の一部、一一九の一、一一九の二及びこ れらと一体をなす国有地 大谷字向野一三五の四、一三五の五、一五四の二、一九六 の二七、一九六の二八の一部</p>	<p>大谷字向野</p>	<p>大谷字東三谷一〇一の一部及び一〇一、一〇三、一〇四と 一体をなす国有地の一部 大谷字向野のうち一三五の四、一三五の五、一五四の二、 一九六の二七、一九六の二八の一部、二二七の五八から二 二七の六三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外 の区域</p>	<p>大谷字奥白市</p>	<p>大谷字向野二二七の五八、二二七の五九 大谷字奥白市のうち二二八の一の一部、二二八の二、二二 九の一部、二三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以 外の区域 大谷字上白市二五〇</p>	<p>大谷字上白市</p>	<p>大谷字上白市のうち二五〇以外の区域</p>	<p>大谷字下白市</p>	<p>大谷字向野二二七の六〇、二二七の六三の一部 大谷字上白市二二八の一の一部、二二八の二、二二九の一 部、二三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

大谷字岩屋	<p>大谷字下白市のうち二七九の一部、二八〇、二八一、二八二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域                  大谷字岩屋二八三の一部及びこれと一体をなす国有地                  大谷字春日平九六の二</p>
大谷字平垣	<p>大谷字岩屋のうち二八三の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域                  大谷字平垣三一九の四、三二〇の三、三二二の二                  大谷字春日平九八の九から九八八の一まで</p>
大谷字屋敷	<p>大谷字平垣のうち三一九の四、三二〇の三、三二二の二以外の区域                  大谷字屋敷のうち四八七の一、四八七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四八八、四八九と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大谷字南屋敷	<p>大谷字南屋敷のうち五四七の二、五五六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大谷字前田	<p>大谷字前田の全域                  大谷字竹ノ下七九の一部、八〇、八一の一部、八二の一部、八七の一の一部、八九の一部、九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部                  大谷字向野二七の六一の一部、二二七の六一、二二七の六三の一部及びこれらと一体をなす国有地                  大谷字下白市二七九の一部、二八〇、二八一、二八二の一部及びこれらと一体をなす国有地                  大谷字南屋敷五四七の二、五五六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部                  大谷字西間峯五七五の二</p>
大谷字西間峯	<p>大谷字西間峯のうち五七五の二、六二二、六二三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大谷字中尾	<p>大谷字中尾のうち六三四の三七、六三五の二、六三六の三六、六三六の四一から六三六の四四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大谷字細井	<p>大谷字屋敷四八七の一、四八七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四八八、四八九と一体をなす国有地の一部                  大谷字西間峯六二二、六二三の二及びこれらと一体をなす国有地                  大谷字中尾六三六の三六の一部                  大谷字細井のうち六三八の一から六三八の四まで、六三九の二の一部、六三九の三の一部、六四一の二の一部、六四一の三、六八九の三及びこれらと一体をなす国有地並びに六四三と一体をなす国有地の一部以外の区域                  大谷字垂井七一九の一部、七二〇の一部</p>
大谷字垂井	<p>大谷字細井六八九の三及び六四三、六八九の三と一体をなす国有地の一部                  大谷字垂井のうち七一八の一部、七一九の一部、七二〇から七二二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域                  大谷字友ド井七二七の二                  大谷字飯野七三四の三、七三五の三</p>
大谷字友ド井	<p>大谷字友ド井のうち七二七の二以外の区域</p>
大谷字飯野	<p>大谷字飯野のうち七三四の三、七三五の三、七四八の一九以外の区域</p>
大谷字大清水	<p>大谷字飯野七四八の一九の一部</p>



<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和六十一年五月二十六日現在の地番による。）</p>	<p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p> <p>昭和六十二年二月六日</p> <p>この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による中津原地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。</p> <p>鳥取県告示第六十九号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。</p>	<p>廃止する字の名称</p> <p>コ 不入岡字中沢、不入岡字穴田、大谷字西北田、大谷字ハサ</p>	<p>大谷字春日平</p> <p>大谷字春日平のうち九八八の九から九八八の一まで、九六の二以外の区域</p>	<p>八の一〇の一部、八七八の一〇の一部、八七八の一二、八七八の一三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>不入岡字三度舞四七一の一部、四七五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
-------------------------	-------------------------------------	--	---	--	--

<p>大字中津原字卓 稲田</p>	<p>大字中津原字卓稲田の全域</p>	<p>大字中津原字木戸</p>	<p>大字中津原字木戸のうち一七三の二、一七三の四、一七三の六、一七五の三、一七六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一七一の一、一七五の一と一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字三本杉字家ノ上一七一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一一八の一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字中津原字ソコ 抜ケ田</p>	<p>大字中津原字ソコ抜ケ田のうち一六〇、一六一の一部、一六二、一六三の一部、一六四の一部、一六八の一の一部、一七〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字中津原字木戸一七三の二の一部、一七三の四の一部、一七三の六の一部</p> <p>大字中津原字梨子ノ木田二〇六の一部、二〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字中津原字瀧根</p>	<p>大字中津原字平ル林のうち六五の二、六六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字中津原字瀧根のうち一四二の一部、一五九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字中津原字ソコ抜ケ田一六〇、一六一の一部、一六八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字中津原字梨子ノ木田二〇六の一部、二〇七の一部、二〇八から二二二まで、二二三の一部、二二四の一部、二二五、二二八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字中津原字平畑ケ二七二の一の一部</p>	<p>大字中津原字平ル林</p>	<p>大字中津原字平ル林のうち六五の二、六六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
-----------------------	---------------------	-----------------	--	-------------------------	---	-----------------	--	------------------	---

<p>敷 大字中津原字屋</p>	<p>大字中津原字平 畑ケ</p>	<p>大字中津原字花 ノ木田</p>	<p>大字中津原字梨 子ノ木田</p>	
<p>大字中津原字花ノ木田二四二の二、二四六の二の一部、二四七の二の一部、二四八の二の一部、二五六の二及びこれら</p>	<p>大字中津原字平畑ケのうち二五七、二五八、二五九の二、二六〇の二、二六一、二六三の二、二六四の二、二六七から二七一まで、二七二の二、二七四の二、二八二の二、二八三の二、二九二の二、二九三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二八三の二、二八四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字中津原字梨子ノ木田二〇六の二の一部、二一三の二の一部、二一四の二の一部、二一六、二一七、二一八の二の一部、二一九の二の一部、二二〇、二二一、二二二の二、二二三の二、二二五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字中津原字花ノ木田のうち二一九の二の一部、二四二の二、二四六の二の一部、二四七の二の一部、二四八の二の一部、二五六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二四一の二、二四二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字中津原字平畑ケ二五七の二の一部、二五九の二の一部、二六〇の二、二六一、二六三の二、二六四の二、二六七から二七一まで、二七二の二の一部、二七四の二</p>	<p>大字中津原字ソコ抜ケ田一七〇の二の一部 大字中津原字梨子ノ木田のうち二〇六の二の一部、二〇七の二の一部、二〇八から二一七まで、二一八の二の一部、二一九の二、二二〇、二二一、二二二の二、二二三の二、二二五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字中津原字花ノ木田二一九の二の一部</p>	<p>大字三本杉字家ノ上二一七の二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字三本杉字上河原一七二の二の一部、一七三、一七四の二の一部</p>
<p>大字中津原字宮 ノ上</p>	<p>大字中津原字宮 ノ東</p>	<p>政 大字中津原字徳</p>	<p>大字中津原字家 ノ上</p>	
<p>大字中津原字宮ノ上のうち四二五から四二七までの二、四二八、四三四の二の一部、四三七の二の一部、四四二の二及びこれらと一体をなす国有地並びに四二九と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字中津原字平ル林六五の二、六六の二及びこれらと一体をなす国有地 大字中津原字徳政三九二の二の一部、三九三の二の一部、三五五の二の一部、三九六の二の一部、三九七、三九八の二の一部、三九九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字中津原字宮ノ東の全域 大字中津原字宮ノ上四二五から四二七までの二、四二八、四三四の二の一部、四三七の二の一部、四四二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四二九と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字中津原字家ノ上三六六の二の一部、三八四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字中津原字徳政のうち三九二の二の一部、三九三の二の一部、三九五の二の一部、三九六の二の一部、三九七、三九八の二の一部、三九九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字中津原字家ノ上のうち三六六の二の一部、三八四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>と一体をなす国有地並びに二四一の二、二四二の二と一体をなす国有地の一部 大字中津原字平畑ケ二五七の二の一部、二五八、二五九の二の一部、二八二の二、二八三の二、二九二の二、二九三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二八三の二、二八四と一体をなす国有地の一部 大字中津原字屋敷の全域</p>

大字中津原字長田	大字中津原字長田四四五の一部、四四六の一部、四四七、四四八の一、四四九の二、四五一の二、四五二、四五三、四五四の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字中津原字倉長	大字中津原字長田四四五の一部、四四六の一部、四五四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字中津原字倉長の全域
大字中津原字塩瀧ノ前	大字中津原字塩瀧ノ前のうち五二〇の一、五二一、五二二、五二三の一、五二四の一、五四九の三、五四九の四、五五〇の一から五五〇の三まで、五五一、五五二、五五三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字中津原字宮ノ前	大字中津原字塩瀧ノ前五四九の三、五四九の四、五五〇の一から五五〇の三まで、五五一、五五二、五五三の一及びこれらと一体をなす国有地 大字中津原字宮ノ前の全域
大字中津原字中尾添	大字中津原字中尾のうち八五九の八以外の区域 大字中津原字東尾添のうち八六三の二、八六四の五、八六八の二、八六九の一、八七〇から八七三まで、八七四の一、八七五、八七七の二、八七八、八七九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字中津原字垣ノ内	大字中津原字東尾添八六三の二、八六四の五、八六八の二、八六九の一、八七〇から八七三まで、八七四の一、八七五、八七七の二、八七八、八七九及びこれらと一体をなす国有地 大字中津原字垣ノ内のうち八八七の一部、八九〇の一部、八九三から八九五までの一部、八九六から八九八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字中津原字中尾尻九一〇の一の一部、九一〇の二及びこれらと一体をなす国有地
大字中津原字中尾尻	大字中津原字西瀧前七五九の二、七六九の二、七六九の三、七七四の二 大字中津原字中尾八五九の八の一部 大字中津原字垣ノ内八八七の一部、八九〇の一部、八九三から八九五までの一部、八九六から八九八まで及びこれらと一体をなす国有地 大字中津原字中尾尻りのうち九一〇の一の一部、九一〇の二、九一六から九一八までの一部、九二〇から九二二までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字中津原字西中尾尻り九二三と一体をなす国有地の一部 大字中津原字保ノ木田九三九の一部、九四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字三本杉字尾添一五一九から一五二一までの一部及びこれらと一体をなす国有地
大字中津原字西中尾尻	大字中津原字中尾八五九の八の一部 大字中津原字中尾尻り九二〇から九二二までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字中津原字西中尾尻りのうち九三二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九二三と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字中津原字保ノ木田九三六から九四〇までの一部、九四一、九四二の一部及びこれらと一体をなす国有地



大字中津原字保ノ木田	大字三本杉字尾添一五二一の一部、一五二二、一五二三、一五二四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字三本杉字前尾添一五四六の三
大字中津原字西ノ木田	大字中津原字西中尾尻り九三二の三の一部及びこれと一体をなす国有地 大字中津原字保ノ木田のうち九三六から九三八までの一部、九三九から九四一まで、九四二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字中津原字西尾添九五三、九五四、九五五の一部、九五六の一部、九五八の一部、九五八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字中津原字西尾添	大字中津原字西尾添のうち九五三、九五四、九五五の一部、九五六の一部、九五八の一部、九五八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字中津原字西瀧前	大字中津原字西瀧前のうち七五九の二、七六九の二、七六九の三、七七四の二以外の区域
大字三本杉字員見ケ市	大字三本杉字員見ケ市の全域 大字三本杉字屋敷一〇四一、一〇四一の一、一〇四九の二と一体をなす国有地の一部
大字三本杉字屋敷	大字三本杉字屋敷のうち一〇四一、一〇四一の一、一〇四九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字三本杉字東田	大字三本杉字東田の全域 大字中津原字瀧根一四二の一部、一五九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字中津原字ソコ抜ケ田一六一の一部、一六二、一六三の一部、一六四の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字三本杉字家ノ上	大字中津原字木戸一七三の二の一部、一七三の四の一部、一七三の六の一部
大字三本杉字上河原	大字三本杉字家ノ上のうち一一七一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一一八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字三本杉字上河原一一七二の一部、一一七四の一の一部、一一七六の一、一一九〇の四 大字中津原字木戸一七六の一の一部
大字三本杉字中尾ケ滝	大字三本杉字上河原のうち一一七二、一一七三、一一七四の一、一一七六の一、一一九〇の四以外の区域
大字三本杉字上尾ケ滝	大字三本杉字中尾ケ滝のうち一四一六の二、一四一六の三、一四一七から一四一九まで、一四二〇の一、一四二〇の三、一四二一の一、一四二二の二及びこれらと一体をなす国有地、一四二一の一、一四二二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字三本杉字尾添	大字三本杉字中尾ケ滝一四一六の二、一四一六の三、一四一七から一四一九まで、一四二〇の一、一四二〇の三、一四二一の一、一四二二の二及びこれらと一体をなす国有地 大字三本杉字上尾ケ滝の全域 大字三本杉字尾ケ滝一八五一の二、一八五六の二、一八五七の二
大字三本杉字尾添	大字三本杉字尾添のうち一五一九から一五二一までの一部、一五二二、一五二三、一五二四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字三本杉字前尾添一五四〇の二、一五四一の二から一五四一の四まで、一五四六の三及びこれらと一体をなす国有地 大字中津原字中尾尻り九一六から九一八までの一部及びこ

大字三本杉字前尾添	大字三本杉字前尾添のうち一五四〇の二、一五四一の二から一五四一の四まで、一五四六の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	れらと一体をなす国有地
大字三本杉字尾ケ滝	大字三本杉字尾ケ滝のうち一八五一の二、一八五六の二、一八五七の二以外の区域	

鳥取県告示第七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、赤碓町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による尾張地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十二年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十一年六月十八日現在の地番による。）
大字尾張字宮下	大字尾張字宮下のうち二三五の一部、二三六の一の一部、二三六の二の一部、二三七の一部、二三七の一の一部、二三八から二四〇まで、二四〇の一、二四〇の二、二四一の

一、二四一の一の一、二四一の二、二四一の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

大字尾張字渡瀬

大字尾張字宮下二三五の一部、二三六の一の一部、二三六の二の一部、二三七の一部、二三七の一の一部、二三八から二四〇まで、二四〇の一、二四〇の二、二四一の一、二四一の一の一、二四一の二、二四一の三及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字尾張字渡瀬の全域  
大字尾張字横平の全域

大字尾張字正田二五九の二の一部、二六〇の一、二六〇の二の一部、二六〇の三の一部、二六一の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字尾張字宮下モ三二八の四、三三三、三三四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字尾張字本谷西平三七八の一五、三七八の一六、三八二の一七

大字尾張字正田

大字尾張字正田のうち二五九の二の一部、二六〇の一、二六〇の二の一部、二六〇の三の一部、二六一の一部、二六二の六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字尾張字荒田二六五次二、二六八の一と一体をなす国有地の一部  
大字尾張字宮下モ三三四の一部及びこれと一体をなす国有地

大字尾張字正田平三六三の三の一部、三六三の四

大字尾張字荒田

大字尾張字正田二六二の六の一部及びこれと一体をなす国有地  
大字尾張字荒田のうち二六五次二、二六八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域  
大字尾張字正田平三六三の三の一部

大字尾張字宮下 モ	大字尾張字張谷三六四の一五三、三六四の一五四、三六四の一六三 大字尾張字中ノ谷三六五の一二
大字尾張字正田 平	大字尾張字宮下モのうち三二八の四、三三三、三三四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字尾張字正田平のうち三六三の三、三六三の四以外の区域
大字尾張字尾張 谷	大字尾張字尾張谷のうち三六四の一五三、三六四の一五四、三六四の一六三以外の区域
大字尾張字中ノ 谷	大字尾張字中ノ谷のうち三六五の一二以外の区域
大字尾張字本谷 西平	大字尾張字本谷西平のうち三七八の一五、三七八の一六、三八二の一七以外の区域
廃止する字の 称	大字尾張字槇平

鳥取県告示第七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る四王寺地区第一工区の換地処分を行つたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東伯町が行う土地改良事業に係る中津原地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、赤碓町が行う土地改良事業に係る尾張地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次